

# 障害のある方が受けられる 地域生活支援事業を紹介します

## ■日野市障害者地域生活支援事業

10月から開始した日野市地域生活支援事業は、障害保健福祉サービスのうち区市町村が自らサービスの内容や基準を定めるもので、利用者の方はそれぞれの範囲内でサービスを利用することになります。

問合せ先 障害福祉課

## ●日野市障害者地域生活支援事業

事業名	サービス内容等	備考
相談支援	①福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助を行います。 ②社会生活力を高めるための支援を行います。 ③権利擁護のための必要な援助を行います。 ④専門のサービス提供機関の紹介を行います。 ⑤地域自立支援協議会を設置・運営し、相談事業の評価や困難事例への対応等に係る協議・調整を行います(平成19年1月設立予定)。	<相談先> ・障害福祉課(身体・知的・精神) ・つばさ学園やまばと学級(身体・知的)※ ・ゆうき(精神)※ ※地域活動支援センターと併せて事業を実施
移動支援	市が外出時に移動支援が必要と認めた身体障害者(主に視覚障害者)、知的障害者(児)、精神障害者の方を対象に、現在の外出介護と同様のサービスを提供します。	・対象は、平成18年9月までは高校生以上でしたが、中学生以上とします。 ・新たに車いす利用者を追加
コミュニケーション支援	市内在住の聴覚障害者(身体障害者手帳所持者)の方に、必要のつど手話通訳者の派遣を行います。	公的機関による説明会や自治会活動等についての利用は無料となります。
日常生活用具費等の支給	重度障害者等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。 新たにストマ用具及び紙おむつの支給事業が従来の補装具から日常生活用具に移行します。	
地域活動支援センター	障害者等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解を促すための普及啓発事業を行います。	・つばさ学園やまばと学級 ・ゆうき

利用者負担	内容
○「相談支援」は無料。「移動支援」「コミュニケーション支援」は、①生活保護世帯は負担なし、②市民税非課税世帯は平成21年3月までの経過措置として10%負担のところ7%減免して3%負担、③課税世帯は10%負担	
○「日常生活用具費等の支給」については、生活保護世帯を除き10%負担となりますが、世帯の課税状況により補装具費と同様に負担上限額を設けます。ただし、ストマ・紙おむつ等については、次のようになります。	
①生活保護世帯は負担なし、②市民税非課税世帯は3%、③市民税課税世帯のうち市民税所得割額2万円未満の世帯は5%、④課税世帯(③を除く)は10%負担	
○「地域活動支援センター」については、1回100円、バス利用(つばさ学園やまばと学級のみ)は片道100円	

そのほか、下表の事業があります。詳しくは、お問い合わせください。

日中一時支援	従来の短期入所の日中預かり(日帰りショートステイ)と同様の事業を実施します。
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅の身体障害者の方に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。
自動車運転免許取得助成	心身障害者の方を対象に自動車運転免許取得助成を行います。
自動車改造費助成	重度身体障害者の方を対象に自動車改造費の助成を行います。再度の助成については、7年を経過した後とします。

## ■補装具制度の一部見直し

障害のある方が受けられる補装具制度も10月から、一部が改正されました。

### ●補装具制度の一部見直し(10月からの変更点)

補装具から日常生活用具へ	点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・収尿器・ストマ用具
日常生活用具から補装具へ	重度障害者用意思伝達装置
廃止品目	色めがね(補装具)、浴槽(湯沸器)(日常生活用具)、パーソナルコンピュータ(日常生活用具)
新規種目(日常生活用具)	情報通信支援用具(コンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等)※上肢機能障害者及び視覚障害者が対象
補装具利用者負担額	①生活保護世帯=全額公費負担 ②非課税世帯及び市民税所得割2万円未満=5%負担 ③その他の方=10%負担

※補装具と日常生活用具の利用者負担には、それぞれについて世帯の課税状況に応じて利用者負担額に月額上限負担を設けています

## 11月は児童虐待防止推進月間です

- 近所の親子の様子が虐待ではないかと気になる方…
- 親から虐待でいつも怖い思いをしているあなた…
- 子どもへの虐待に悩んでいる保護者の方…

すぐに電話してください!

## あなたの「もしや?」が子どもを救う

※平成18年度「児童虐待防止推進月間」標語



子ども家庭支援センター ☎586-1279※相談専用  
八王子児童相談所 ☎042-624-1141  
東京都児童相談センター ☎03-3208-1121

### ◆ご存じですかオレンジリボン・キャンペーン

栃木県小山市の児童虐待事件をきっかけに始まった民間団体の児童虐待防止活動が、厚生労働省などの後援を受けて、徐々に全国へと広がりつつあります。あなたも胸にオレンジリボンを付けてみませんか。

### ◆日野市でもさまざまなキャンペーンを実施

#### ○児童虐待防止講演会「被虐待児だった私」

22日(水)午後2時から/実践女子短期大学/講師・青木悦氏(フリージャーナリスト)

#### ○「日野市版子ども虐待防止のしおり」を配布

15日(水)の新聞の朝刊の中に、子どもを守るための具体的な流れや連絡先等をご案内した「日野市版子ども虐待防止のしおり」を入れますので、ご覧ください。

#### ○児童虐待防止のパネル展

児童虐待の現状や通報システムなどについて詳しくお知らせするためのパネル展を実施します。

①15日(水) 多摩平の森ふれあい館1階

②16日(木)~30日(木) 市役所2階エレベーター脇



問合せ先 子ども家庭支援センター ☎589-1260

(広告)

公社のケア付き高齢者住宅  
**「明日見らいふ南大沢」**

「明日見らいふ南大沢」外観

## 見学会の開催(昼食付き:予約制)

「明日見らいふ南大沢」では、より多くの皆さまに「明日見らいふ南大沢」を知っていただきたく、昼食付きの見学会を開催しております。この機会に、「明日見らいふ南大沢」をご覧してみたいかご家族、ご友人とお誘い合わせの上、ぜひともご参加ください。

【開催日】11月17日(金) 11月24日(金)  
12月1日(金) 12月8日(金)他

- 見学会の昼食代は無料です。
- 予約制です。(お電話にてご予約ください。)
- 交通 京王相模原線「南大沢」駅下車、バス「南大沢団地循環」(1番のりば)又は「京王堀之内駅行」(2番のりば)で約5分、「南大沢団地」下車徒歩2分(約100m)

東京都住宅供給公社  
http://www.to-kousya.or.jp/

明日見らいふ南大沢  
現地管理事務所

東京都八王子市南大沢3-16-1  
TEL 042-679-3040  
受付時間:月~金曜日 9時~17時(土日祝日、年末年始を除く)

パンフレットのご請求も承ります